

若年性認知症サポート通信

令和2年12月発行 NO.4

「わが国の若年性認知症の有病率と有病者数」が発表されました

日本医療研究開発機構認知症研究開発事業により 2017～2019年度に全国12地域(北海道、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、東京都、新潟県、山梨県、愛知県、大阪府、愛媛県)で調査が行われ、若年性認知症の有病率と有病者数の推計が発表されました。



若年性認知症有病率は...
人口10万人あたり50.9人

有病者数は...
3.57万人

前回2009年に発表された調査結果では有病率人口10万人あたり47.6人、有病者数は3.78万人と推計されていました。今回有病率は若干増加しましたが、有病者数は減少しました。これは若い世代の人口減少によるものと考えられています。

また、前回の調査では血管性認知症(39.8%)が最も大きな割合を占めていましたが、今回はアルツハイマー型認知症の割合が最も高くなり、前頭側頭葉型認知症の割合も(3.7%→9.4%)増加しています。その背景には、若年性認知症に対する国民の意識の高まりとともに、医療機関の診断精度の向上が関係しているのではないかと考えられています。

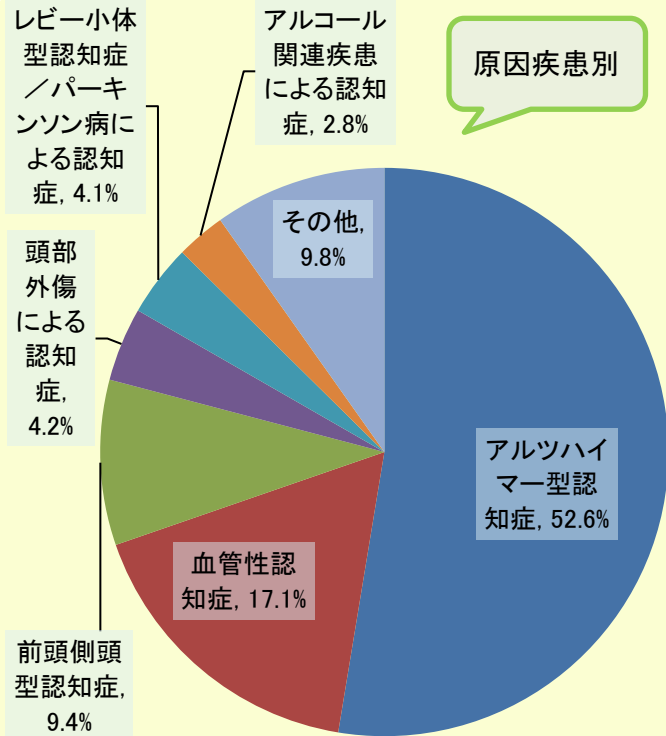
今回の調査では、若年性認知症者の多くが認知症疾患医療センターで診断されていることも明らかになりました。

最初に気が付いた症状は「もの忘れ」(66.6%)とともに、「職場や家事などのミス」(38.8%)が多い状況でした。

平均の気づき年齢は54.4歳でした。

若年性認知症の場合、多くの人が現役で仕事や家事をしているので、認知機能が低下すれば支障が出て気づかれやすいと考えられます。しかし、実際には仕事でミスが重なったり、家事がおっくうになってもそれが認知症のせいとは思わずに、疲れや更年期障害、あるいはうつ状態など他の病気と思い正しく診断されないまま時間が過ぎ、認知症の症状が目立つようになってからようやく診断された例も少なくありません。

65歳未満の現役世代の人も認知症になる場合があることを皆さんに知っていただき、早期に適切な医療機関を受診され診断後に必要な情報や支援につながるができるよう、小さなことでも気になることがございましたら、若年性認知症支援コーディネーターへご相談いただければと思います。



【日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多角的データ共有システム開発」(R2年3月)】

相談状況

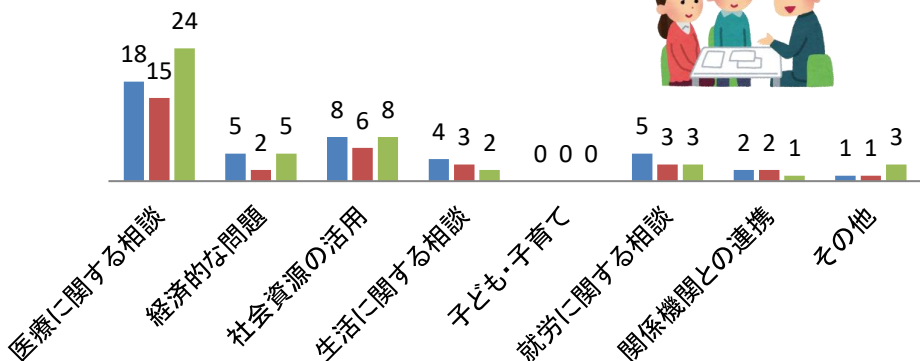
令和元年度は、秋田県内外から35件の若年性認知症についてのご相談をいただきました。

相談者の年齢は50～64歳までが88.6%をしめました。

就労中の人からの相談も年々増加しています。

相談内容

■ H29 ■ H30 ■ R1



相談内容は受診相談など医療に関する相談が最も多い状況です。

社会資源の活用や経済的な問題、就労に関する相談など若年性認知症の人や家族の生活に関わるご相談もいただいています。

ご存じですか？

【自立支援医療（精神通院医療）】

認知症の治療のため定期的に通院する場合、継続して医療費の負担がかかります。自立支援医療（精神通院医療）は、通院医療費の負担軽減制度です。

通常、現役世代の人は健康保険では自己負担は3割となっていますが、自立支援医療（精神通院医療）の対象であれば、自己負担が1割に軽減されます。通院医療費の他に、薬局、往診、デイケア、訪問看護も対象となっています。

さらに、自己負担には世帯の所得や疾患等に応じて月額に上限額を設けた軽減措置がなされています。

対象となる方は、認知症も含め精神疾患のため、継続的に通院医療を必要とする方で、所得の条件（市町村民税の税額）に該当する方となります。

申請窓口は市町村役場の担当課です。申請には診断書が必要になります。

有効期間は申請の受理日から1年以内の日の末月です。診断書は2年に1度の提出になりますが、更新手続きは毎年必要になります。

詳しくは、かかりつけの医療機関や若年性認知症支援コーディネーターへお問い合わせください。

若年性認知症ハンドブック

秋田県では、若年性認知症のご本人やご家族への支援として、症状の特徴や家族の対応の注意点、治療しながら働くための制度などを紹介したハンドブックを作成しています。

相談に来所いただいた際などにお渡ししています。

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からもダウンロード可能です。ぜひご利用ください。



秋田県 健康福祉部 長寿社会課

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/32718>

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

〒019-2492

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

TEL 018-892-3751 FAX 018-892-3816

<http://yod.akita-rehacen.jp/>

相談時間：月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝祭日は除く）